

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第10号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給職)</p> <p>第2条 給与条例第7条の3第1項第1号の人事委員会規則で定める職は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 給与条例第7条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める職は、大学教育職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>3 給与条例第7条の3第1項第3号の人事委員会規則で定める職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第4条 給与条例第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、<u>第9条に規定する職員</u>のほか、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(支給職)</p> <p>第2条 給与条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 給与条例第7条の3第1項第2号に規定する職は、大学教育職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>3 給与条例第7条の3第1項第3号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 給与条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証（次条において「獣医師免許証」という。）を有する者に限る。）であつて、その採用が、大学卒業の日から10年（学校教育法に規定する大学院（第6条において「大学院」という。）の修士課程を修了した者にあつては、その修了の日から10年）を経過するまでの期間内に行われたもの</p> <p>第4条 給与条例第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、<u>第9条の職員</u>のほか、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号に規定する期間内に新たに第2条第3項に規定する職を</p>

占めることとなった職員で獣医師免許証を有するもの

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に掲げる職員にあっては、10年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、10年）とし、その月額^は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額とする。この場合において、第3条第1号若しくは第2号又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合^にあつては6年、実地修練を経た場合^にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の規定の適用については、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1の規定の適用については、当該休職の期間（給与条例第16条の2第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 略

第7条 第3条各号又は第4条各号に掲げる職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、10年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第3号又は前条第3号に規定する職員にあっては、5年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあっては、5年）とし、その月額^は職員の区分及び採用の日又は同条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額とする。この場合において、第3条第1号若しくは第2号又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合^にあつては6年、実地修練を経た場合^にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1の適用については、当該休職の期間（給与条例第16条の2第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 略

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあっては、5年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給

支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	略	3項職員
1年未満	略	円 30,000
1年以上2年未満		27,000
2年以上3年未満		24,000
3年以上4年未満		21,000
4年以上5年未満		18,000
5年以上6年未満		15,000
6年以上7年未満		12,000
7年以上8年未満		9,000
8年以上9年未満		6,000
9年以上10年未満		3,000
略		
備考		
<p>1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号に掲げる職員となった日以後の期間を示す。</p> <p>2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項に規定する職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。</p> <p>3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号に掲げる職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に掲げる職を占める職員を、「3種」とは同項第3号に掲げる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号に掲げる職を占める職員を、「5種」とは同項第5号に掲げる職を占める職員をいう。</p>		

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	略	3項職員
1年未満	略	円 10,000
1年以上2年未満		8,000
2年以上3年未満		6,000
3年以上4年未満		4,000
4年以上5年未満		2,000
5年以上6年未満		
6年以上7年未満		
7年以上8年未満		
8年以上9年未満		
9年以上10年未満		
略		
備考		
<p>1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。</p> <p>2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。</p> <p>3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。</p>		

この規則は、平成19年4月1日から施行する。